

# 一般社団法人京都府歯科技工士会 役員選挙規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人京都府歯科技工士会（以下、「本会」という。）の定款第23条に規定する理事及び監事の選出を構成かつ円滑に行うため必要な事項を定める。

(選挙事務の管理)

第2条 この規程における選挙に関する事務は、第2章に定める役員選挙管理委員会（以下、「役員選管」という。）が管理する。

(被選挙権)

第3条 選挙日当年1月1日現在において定款第5条第1項第1号及び第2号に規定する資格者会員（以下、「資格者会員」という。）は、定款第22条第1項及び第2号、第3号に定める役員の被選挙権を有する。

2 同期の選挙において、同一人物が理事と監事に同時に立候補することはできない。

(理事選挙の選挙区)

第4条 理事選挙の選挙区は、京都府歯科技工士会会員とする。

(監事選挙の選挙区)

第5条 監事選挙の選挙区は、京都府歯科技工士会会員とする。

(選挙人数)

第6条 役員選挙は、定款第22条第1項に定める数の選挙事務を進める。

2 理事者数は、選挙日当年1月1日現在における資格者会員及び定款第5条第1項第2号に規定する事業所の会員数（以下、「基礎数」という。）により、別表1に定める配分式で算出する。

3 前項の基準に依り難いやむを得ぬ事情のあると役員選管が認めたときは、委員長は前回の理事配分と同一とすることができる。

## 第2章 役員選挙等の設置及び組織等

(役員選管の設置)

第7条 定款第23条に規定する理事及び監事の選任に関する事務を管理し、選挙を運営するために役員選管を設ける。

(役員選管の組織等)

第8条 役員選管は、選挙管理委員（以下、委員という。）6名をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、各1名を委員のうちから互選する。

3 委員長は役員選管を代表し、事務を統轄する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 委員は、選挙の都度、会員のうちより理事会で6名を選任し、会長が委嘱するものとする。

5 委員の選任に際しては予備委員6名を、序列を付して選任し、委員が欠けた場合は序列に従って会長が委嘱するものとする。

6 役員選管は委員長が招集する。ただし、最初の役員選管は会長が招集する。

7 役員選管の決議は、委員の半数以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、

委員長が決める。

- 8 委員に任期は、会長の委嘱のあった日より、第7条の事務が終結したときまでとする。
- 9 委員は、理事、監事及びその候補者を兼ねることができない。
- 10 委員は候補者の推薦及び支援をすることができない。
- 11 第8項、第9項及び第10項の規定は予備委員に準用する。

## 第3章 選挙管理

(選挙期日と方法)

第9条 選挙は、定款第23条に規定する定時社員総会において、原則として投票により行う。

(選挙期日の公示)

第10条 選挙期日は、理事会において協議し役員選挙管理委員長がこれを定め、選挙日の30日前までに選挙人に知らせなければならない。ただし、緊急の場合は理由を明らかにして、その通知すべき期間を選挙日の5日前までとすることができる。

(天災の場合の選挙期日の変更)

- 第11条 天災・地変その他避けることのできない事故のために選挙を行うことができないときは、役員選管委員長は、会長と協議の上すでに定めた選挙の期日を変更することができる。
- 2 前項の場合、役員選管委員長は前条の規定にかかわらず、適当な期日を定めることができる。

(選挙の管理)

- 第12条 選挙の執行に関しては、すべて委員の指揮に従わなければならない。
- 2 役員選管は、選挙を公正に運用するため所要の指導を行うことができる。

(投票用紙の手交)

第13条 投票用紙は役員選管が予め定めたものを用いる。

(秘密投票)

第14条 選挙権者は、何人に対してもその投票した人の氏名を陳述する義務はない。

(無効投票)

- 第15条 下記の投票は無効とする。
- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
  - (2) 候補者以外の氏名若しくは役員選管が指定した記号以外を記載したもの
  - (3) 所定数を超えて記載したもの
  - (4) 第2号のほか他事を記載したもの。ただし、敬称の類はこの限りではない
  - (5) 確認のできないもの
  - (6) 明らかに不正な投票と認められるもの

(当選者)

- 第16条 有効投票中、得票の高点者より順次、得票順に定数までを当選とする。
- 2 得票が同数のときは、くじにて当選者を決める。

(投票によらない当選者の決定)

第17条 候補者が定数を超えないとき、又は超えなくなったときは、第9条の規定にかかわらず、投票によらずにその候補者を当選者と決定することができる。

(定数に満たぬとき)

第 18 条 候補者数が定款第 22 条の下限定数に満たないときは、不足人数の理事の追加を理事会に一任することができる。

（開票結果と当選の通告）

第 19 条 役員選管は、その開票結果を速やかな方法で選挙人及び被選挙権者に知らせるものとする。

（統制の通告と辞退制限）

第 20 条 当選者は、相当の理由がなければこれを辞退することができない。

（選挙録の提出保存）

第 21 条 役員選管は選挙の顛末を記載した選挙録を作成し、これを本会に提出しなければならない。

2 本会はこのを 5 年間保存しなければならない。

## 第 4 章 補 則

（当選の資格を失う場合）

第 22 条 当選後、定款第 9 条の規定により議決を受けた者は、その資格を失うものとする。

（当選の無効）

第 23 条 不正の方法又は行為により当選した者は、その当選を無効とする。

（理事の資格喪失）

第 24 条 理事（および監事）は、定款第 3 章により会員資格を喪失した場合は、その資格を失うものとする。

（規程の制定と改廃）

第 25 条 この規程の制定は、特別民法法人京都府歯科技工士会の代議員会の議決による。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記を行った日以降におけるこの規程の改廃は、一般社団法人京都府歯科技工士会の理事会において審議され、社員総会に付議されるものとする。

## 第 5 章 付 則

（付則）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 ただし、この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記を行う日までの間は、「一般社団法人京都府歯科技工士会」を「社団法人京都歯科技工士会」と読み替えるものとする。

（役員選管運営細則）

第 2 条 本規程の運用を円滑に行うための運営細則を別に定める。

2 本細則は、本規程運用上において支障が生じる等の事象が発生した場合には、役員選管による決議をもって理事会に上程し、その議決をもって変更することができる。

<別表>

別表 1：本規程第 6 条における役員数に関わる基礎数算定範囲  
基礎数算定基準

| 基礎数範囲             | 理事数          | 監事数 |
|-------------------|--------------|-----|
| 1 0 0 未満          | 8 名          | 2 名 |
| 1 0 0 以上～1 5 0 未満 | 8 ～1 0 名     | 2 名 |
| 1 5 0 以上～2 5 0 未満 | 1 0 ～1 2 名   | 2 名 |
| 2 5 0 以上          | 1 2 ～1 5 名以下 | 2 名 |

(内容変更)

令和 2 年 6 月 27 日 15 時に開催した第 5 回定時社員総会における承認を受け、下記について内容を変更する。

(被選挙権)

第 3 条 選挙日当年 1 月 1 日現在において定款第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する資格者会員（以下、「資格者会員」という。）は、定款第 22 条第 1 項及び第 2 号、第 3 号に定める役員の被選挙権を有する。

(理事選挙の選挙区)

第 4 条 理事選挙の選挙区は、京都府歯科技工士会会員とする。

(監事選挙の選挙区)

第 5 条 監事選挙の選挙区は、京都府歯科技工士会会員とする。

(選挙人数)

第 6 条 役員選挙は、定款第 22 条第 1 項に定める数の選挙事務を進める。

2 理事者数は、選挙日当年 1 月 1 日現在における資格者会員及び定款第 5 条第 1 項第 2 号に規定する事業所の会員数（以下、「基礎数」という。）により、別表 1 に定める配分式で算出する。

(選挙期日と方法)

第 9 条 選挙は、定款第 23 条に規定する定時社員総会において、原則として投票により行う。

(定数に満たぬとき)

第 18 条 候補者数が定款第 22 条の下限定数に満たないときは、不足人数の理事の追加を理事会に一任することができる。

(理事の資格喪失)

第 24 条 理事（および監事）は、定款第 3 章により会員資格を喪失した場合は、その資格を失うものとする。

別表 1：本規程第 6 条第 1 項における役員数に関わる基礎数算定範囲  
基礎数算定基準

| 基礎数範囲             | 理事数          | 監事数 |
|-------------------|--------------|-----|
| 1 0 0 未満          | 8 名          | 2 名 |
| 1 0 0 以上～1 5 0 未満 | 8 ～1 0 名     | 2 名 |
| 1 5 0 以上～2 5 0 未満 | 1 0 ～1 2 名   | 2 名 |
| 2 5 0 以上          | 1 2 ～1 5 名以下 | 2 名 |

以上